

# よなおしギター協会認定インストラクター規約

## 第一条（目的）

よなおしギター協会認定インストラクター規約（以下『本規約』という。）は、橋本真也ギター教室の運営するよなおしギター協会（以下『当協会』という。）の認定を受けた中級インストラクターあるいは上級インストラクター（両者を総じて『認定インストラクター』という。）の登録に関する事項、業務に関する事項、当協会との関係性について定め、認定インストラクターの技術力ならびに指導力の向上、よなおしギターの普及を目的とする。

## 第二条（インストラクター資格）

インストラクターの資格は、当協会の趣旨に賛同し、本規約の定める事項及び別紙『インストラクター取得の流れと責務について』を確認した上、これを遵守することを承諾し署名の上、本規約が定める資格取得条件を満たした者に与えられるものとする。

## 第三条（インストラクター資格取得方法）

### 1、中級インストラクター資格の取得条件

当協会より初級プレイヤーとして認定され、当協会が認定する特別講師による講習を5時間以上受講し相応のよなおしギターの知識と技術を習得し、当協会が定める入会金を納めること。

### 2、上級インストラクター資格の取得条件

当協会より中級インストラクターとして認定され、当協会が認定する特別講師による講習を5時間以上受講し相応のよなおしギターの知識と技術を習得すること。

## 第四条（インストラクターの権利）

### 1、中級インストラクターの権利

- (1) 無料体験会または無料レッスンにおいて無償での指導を行うことが出来る。
- (2) 当協会の定める条件を満たした者を初級プレイヤーとして認定することが出来る。
- (3) 上級インストラクターの行うレッスン、または、当協会主催のイベントの補助を行うことが出来る。
- (4) 当協会主催のセミナー・勉強会・体験会等への派遣を優先的に斡旋される。

- (5) 当協会主催のセミナー・勉強会・講演会等へ参加する場合に特典を受けることが出来る。
- (6) よなおしギター本体を当協会が定めた価格により当協会から購入することが出来る。

## 2、上級インストラクターの権利

- (1) 中級インストラクターの権利を全て行使できる。
- (2) 独自の料金体系、カリキュラムによりよなおしギター教室を運営することが出来る。
- (3) 当協会主催のセミナー・勉強会・体験会等への派遣を優先的に斡旋される。
- (4) 当協会主催のセミナー・勉強会・講演会等へ参加する場合に特典を受けることが出来る。
- (5) 希望により、当協会のホームページ内にプロフィールを掲載することが出来、生徒の斡旋や教室運営のアドバイスを受けることが出来る。
- (6) 楽譜等の書籍、音源データやCD等のソフトを作成することが出来、当協会の認可を受けたものに関して販売することが出来る。

## 第五条（インストラクターの義務）

### 1、中級インストラクターの義務

- (1) 年会費として毎年入会月に 5,000 円（税抜き）を当協会指定口座への振り込みにより支払うこと。
- (2) 初級プレイヤーと認定した者に与える認定証の発行を当協会に請求すること。
- (3) よなおしギターの名称またはそのロゴマーク、あるいは、よなおしギター本体が当協会の許可なく不法に使用されていると疑われる事柄を確認した場合、または、その事柄への参加を依頼された場合は、速やかに当協会にその旨を報告すること。
- (4) 当協会、あるいは、よなおしギターに関する疑問、質問がある場合は、当協会に意見を求め、相互の理解と協力関係を深めるように努めること。
- (5) 氏名、住所、連絡先等、当協会に提示し登録した事項に変更が生じた場合、速やかに当協会に届け出を行うこと。
- (6) よなおしギターの知識と技術の向上、指導力の向上に努め、よなおしギターの普及を推進すること。

### 2、上級インストラクターの義務

- (1) 年会費として毎年入会月に 10,000 円（税抜き）を当協会指定口座への振り込みにより支払うこと。
- (2) よなおしギター教室を運営する場合、生徒が楽しく目標を達成できるよう、指導方法を熟考するように努めること。
- (3) よなおしギター教室の運営、当協会の斡旋による活動以外の営利活動において、よなおしギターの名称またはそのロゴマーク、あるいは、よなおしギター本体を使用する場合は、その活動内容を当協会に報告し、必要な場合は既定の使用料を支払うこと。

(4) 中級インストラクターの義務(2)(3)(4)(5)(6)を果たすこと。

#### 第六条(インストラクター資格の譲渡禁止)

認定インストラクターの資格は認定された者のみに与えられ、その資格を他に譲渡、相続および名義変更することを禁止する。

#### 第七条(情報漏洩の禁止)

- 1、認定インストラクターは、当協会より提供された情報(方法論、テキスト、画像、動画、音声等を含む)を、インストラクターの業務を円滑に行う以外の目的で使用しない。
- 2、認定インストラクターは、前項の情報を当協会の承諾なしに複製、または、公表しない。
- 3、当協会は、認定インストラクターより得た情報を、よなおしギターの普及、当協会の運営を円滑に行う以外の目的で使用しない。
- 4、当協会は、前項の情報を認定インストラクターの承諾なしに複製、または、公表しない。

#### 第八条(資格失効)

当協会は、次の各号の一つ以上に該当するインストラクターに対しその資格を失効させることが出来る。

- 1、当協会の業務を妨げた者、または、妨げようとした者。
- 2、第五条で定める認定インストラクターの義務を全うしない者。
- 3、本規約を遵守しない者。
- 4、故意または重大な過失、犯罪により当協会の信用を失わせるような行為をした者。
- 5、その他、当協会が認定インストラクターとして不適格と判断した者。

#### 第九条(反社会的勢力の排除)

- 1、認定インストラクターは、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 自己、または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(4) 反社会的勢力、または反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていると思われる関係を有すること。

2、認定インストラクターは、自己、または第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他、前各号に準ずる行為。

3、当協会は、認定インストラクターが前2項のいずれか一つにでも違反した場合は、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに認定インストラクター資格を抹消することができるものとする。

当協会は、この場合に認定インストラクターが被った損害について一切責任を負わないものとする。

#### 第十条（損害の賠償）

認定インストラクターは、認定インストラクターの故意または過失によって、イベント及びレッスンの実施に際して当協会または第三者の身体・財産に損害を与えた場合は、すみやかにその旨を当協会に通知し、かつ当協会または第三者に対してその損害を賠償する責を負うものとする。

#### 第十一条（免責事項）

当協会は、次の各号に定める事由によって認定インストラクターに生じた損害については賠償する責を負わないものとする。

1、天災地変その他当協会または認定インストラクターの責めに帰すことのできない事由により生じた損害。

2、認定インストラクターが自己の責めに帰すべき事由により生じた損害。

3、当協会がレッスン・セミナー・ワークショップ等のイベントの実施者として通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、レッスン・セミナー・ワークショップ等のイベントの実施に際して生じた損害。

#### 第十二条（規約の変更等）

1、当協会は、認定インストラクターの事前の承諾なしに任意に本規約を変更できるものとする。

- 2、当協会は、本規約の変更をしたときには、当協会公式ウェブサイトへの公開その他当協会が適当と判断する方法により当該変更後の本規約を認定インストラクターに通知するものとする。
- 3、変更後の本規約は、前項により当協会から認定インストラクターに通知した時点から効力が生じるものとする。
- 4、認定インストラクターは、本規約変更後の最初の利用をもって、当該変更に同意したものとみなす。

#### 第十三条（準拠法）

本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとする。

#### 第十四条（補足）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、当協会および認定インストラクターは誠意をもって協議の上で解決するものとする。

#### 第十五条（施行）

本規約は平成29年4月1日から施行する。